

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市職員退職手当支給条例施行規則及び北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】	4
◇ 告 示	
○ 指定管理者の指定【産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課】	9
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【建設局河川部水環境課】	10
◇ 市選挙管理委員会	
○ 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】	11
○ 北九州市長選挙の期日【行政委員会事務局選挙課】	13
○ 北九州市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者【行政委員会事務局選挙課】	14
○ 北九州市長選挙における選挙長の事務を行う場所【行政委員会事務局選挙課】	15
○ 北九州市長選挙における選挙会の場所及び日時【行政委員会事務局選挙課】	16
○ 北九州市長選挙における繰上投票を行う地域及び期日【行政委員会事務局選挙課】	17
○ 北九州市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額【行政委員会事務局選挙課】	18

- 北九州市長選挙の立候補者の届出【行政委員会事務局選挙課】 1 9
- 北九州市長選挙につき、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時【行政委員会事務局選挙課】 2 1
- 北九州市長選挙につき、選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上となった場合のくじを行う場所及び日時【行政委員会事務局選挙課】 2 2

◇北九州市職員退職手当支給条例施行規則及び北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、教育職給料表の職務の級として新設した特2級の職員等に係る退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の算定について、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

北九州市職員退職手当支給条例施行規則及び北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第1号

北九州市職員退職手当支給条例施行規則及び北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市職員退職手当支給条例施行規則(昭和38年北九州市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第9条前段中「別表ア、イ又はウの表」を「別表のアの表からエの表まで」に改める。

別表のウの表中「以後の基礎在職期間」を「から令和5年3月31日までの間の基礎在職期間」に改め、同表の第1号区分の項中「以後適用されている給与条例(以下「平成28年4月以後の給与条例」を「から令和5年3月31日までの間において適用されていた給与条例(以下「平成28年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同表の第2号区分の項から第8号区分の項までの規定中「平成28年4月以後の給与条例」を「平成28年4月以後令和5年3月以前の給与条例」に改め、同表の次に次の1表を加える。

。

エ 令和5年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	令和5年4月1日以後適用されている給与条例(以下「令和5年4月以後の給与条例」という。)の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の7号給の給料月額以上の給料月額を受けていたもの
第2号区分	(1) 公営企業の管理者 (2) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (3) 令和5年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (4) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4

	<p>級であったもの</p> <p>(5) 令和5年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の6号給の給料月額を受けていたもの</p>
第3号区分	<p>令和5年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の5号給の給料月額を受けていたもの</p>
第4号区分	<p>(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 令和5年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 令和5年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 令和5年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 令和5年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の4号給の給料月額を受けていたもの</p>
第5号区分	<p>(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 令和5年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 令和5年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 令和5年4月以後の給与条例の研究職給料表の</p>

	<p>適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の3等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(6) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(7) 令和5年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の3号給の給料月額を受けていたもの</p>
第6号区分	<p>(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 令和5年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 令和5年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が特2級であったもの</p> <p>(4) 令和5年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 令和5年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(6) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の2等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(7) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(8) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>

	(9) 令和5年4月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表の2号給の給料月額を受けていたもの
第7号区分	<p>(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 令和5年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 令和5年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 令和5年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(5) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者で職制上の段階の医事職の1等級に分類された職を占めていたもの</p> <p>(6) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(7) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第8号区分	<p>(1) 令和5年4月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(2) 令和5年4月以後の給与条例の消防職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 令和5年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(4) 令和5年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1</p>

	<p>級であったもののうち市長が定めるもの</p> <p>(5) 令和5年4月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(6) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(7) 令和5年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第3号中「職務の級が」の次に「3級の職員で副校長の職を占める者及び」を加える。

別表第1の教育職給料表(1)の項中「及び3級」を「、3級及び特2級」に改める。

別表第2の教育職給料表(1)の項中「の職員及び2級」を「及び特2級の職員並びに2級」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市告示第16号

北九州学術研究都市条例施行規則（平成13年北九州市規則第11号）第10条の規定により、北九州学術研究都市産学連携センター、北九州学術研究都市共同研究開発センター、北九州学術研究都市情報技術高度化センター、北九州学術研究都市事業化支援センター、北九州学術研究都市技術開発交流センター、北九州学術研究都市学術情報センター、北九州学術研究都市会議場、北九州学術研究都市体育館及び北九州学術研究都市運動場の指定管理者を次のとおり告示する。

令和5年1月26日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州産業学術推進機構	北九州市若松区ひびきの2番1号	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

北九州市公告第46号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年1月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
且過市場仮設店舗の借入れ 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市建設局河川部水環境課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年1月11日
- 4 落札者の名称及び住所
大和リース株式会社北九州支店
北九州市小倉北区貴船町3番2号
- 5 落札金額
1億5,070万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の告示をした日
令和4年12月1日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和5年1月21日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富増健次

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
1万5,666人
- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
19万7,210人
- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
門司区 2万6,860人
小倉北区 5万4,944人
小倉南区 5万7,876人
若松区 2万2,421人
八幡東区 1万8,225人
八幡西区 6万9,318人
戸畑区 1万5,894人
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求) に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万543人

北九州市選挙管理委員会告示第4号

北九州市長選挙を、次のように行う。

令和5年1月22日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富 増 健 次

選挙の期日 令和5年2月5日

北九州市選挙管理委員会告示第5号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のように選任する。

令和5年1月22日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富増 健次

選挙長		同左の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
北九州市八幡西区	富増 健次	北九州市小倉北区	田尾 弘

北九州市選挙管理委員会告示第6号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙における選挙長の事務を行う場所を、次のように定める。

令和5年1月22日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富 増 健 次

- 1 選挙長の事務（立候補届の受付を除く。）を行う場所
北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎内
北九州市選挙管理委員会事務局
- 2 立候補届の受付を行う場所
北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎7階702会議室

北九州市選挙管理委員会告示第7号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙における選挙会の場所及び日時を、次のように定める。

令和5年1月22日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富 増 健 次

- 1 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎7階特別会議室
- 2 日時 令和5年2月6日 午前10時

北九州市選挙管理委員会告示第8号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙における繰上投票を行う地域及びその期日を、次のように定める。

令和5年1月22日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富 増 健 次

- 1 繰上投票を行う地域 小倉北区第14投票区
- 2 繰上投票を行う期日 令和5年2月3日

北九州市選挙管理委員会告示第9号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙における候補者1人につき支出することができる選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年1月22日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富 増 健 次

制限額 1,998万2,800円

北九州市長選挙選挙長告示第1号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙につき、別紙のとおり候補者の届出があった。

令和5年1月22日

北九州市長選挙
選挙長 富 増 健 次

令和5年2月5日執行 北九州市長選挙

届出 順位	届出年月日	届出 の別	候 補 者					一のウェブサイト等の アドレス
			ふりが な 氏 名	住 所	年 齢	党 派	職 業	
1	令和5年1月22日	本人	つもり <small>ようすけ</small> 洋介	北九州市小倉北区	47歳	無所属	無職	https://tsumori-yosuke.com
2	令和5年1月22日	本人	ながた <small>こういち</small> 浩一	佐賀県三養基郡みやき町	57歳	無所属	団体役員	https://egaotokibou.jp
3	令和5年1月22日	本人	たけうち <small>かずひさ</small> 和久	北九州市小倉北区	51歳	無所属	BLOOMIN' JAPAN 株式会社 代表取 締役	http://takeuchi-kazuhisa.com
4	令和5年1月22日	本人	しみず 清水 ひろあき	北九州市小倉北区	39歳	無所属	(一社)北九州プロダ クション 代表理事	http://shimi-hiro.com

北九州市長選挙選挙長告示第2号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙につき、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年1月22日

北九州市長選挙
選挙長 富 増 健 次

- 1 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎内
北九州市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年2月2日 午後5時10分

北九州市長選挙選挙長告示第3号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙につき、選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上となった場合のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年1月22日

北九州市長選挙
選挙長 富 増 健 次

- 1 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎内
北九州市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年2月5日 午後8時